

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、東日本NTT関連合同労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和2年3月11日

2 場所

東日本電信電話株式会社 千葉事業部
千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンビル

3 要求事項

賃金引上げ等